平成３０年（フ）第５３号
青森県八戸市大字売市字右水門下19番地　フローレス207号
債務者　石田フサ子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
宮城県多賀城市大代４丁目８番29号　庄子アパート１－３号、従前の住所宮城県多賀城市町前３丁目１番10―601号
債務者　坂本　義則
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１９８号
仙台市太白区四郎丸字地蔵前３番地の13
債務者　渡辺　孝男
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２７１号
宮城県黒川郡大和町吉岡字館下59番地の３　レオパレスリバティⅡ102
債務者　児玉　英治
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５２号
福島市野田町７丁目12番18号メゾン・ド・ヒロ１－２号
債務者　遠藤　幸代
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第７７号
茨城県那珂郡東海村白方中央１丁目15番１号（コーポはまゆう202）
債務者　小室　　学
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第７４号
茨城県小美玉市栗又四ケ2460番地18　清水住宅１号
債務者　小林　紘子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１０６号
茨城県土浦市荒川沖東３丁目22番17号　ツカハラハイツ105号室
債務者　今井　文子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第６９号
長野市大字大豆島5908番地２　Ｄ棟
債務者　川久保智美
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７８号
長野市北条町32番地１　リーブラ102号
債務者　若林　孝影
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２３号
岐阜県各務原市川島松原町317番地３（サンフェスタ川島　205）、前住所岐阜県各務原市須衛町２丁目392番地
債務者　白木　勝己
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２１号
岐阜県可児市今渡2206番地１　サントピアサンアイ305
債務者　長谷川雅彦
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第４４号
静岡県富士市本市場町934番地　メゾン吉崎404号
債務者　本田　真紀
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第２０号
三重県伊賀市上野忍町2408番地の２　グランヴィラ伊賀310号
債務者　守澤　広幸
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第３６号
滋賀県近江八幡市武佐町190番地４
債務者　徳永　武紀
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市行徳２丁目693番地
債務者　中尾　友紀
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鳥取地方裁判所民事部